

## 瀬戸内市カーシェアリング導入実証業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

瀬戸内市カーシェアリング導入実証業務

#### (2) 業務の目的

本市は、「第2次瀬戸内市地域公共交通計画」に基づき、市内公共交通とJR赤穂線の連携による交通ネットワーク効果の最大化に向けた施策を推進することとしている。

本業務は、交通手段相互の結節機能を強化し、公共交通全体の利用者数を増加させるとともに、駅からの2次交通を充実させることで、JR赤穂線の利用拡大を図ることを目的として、JR長船駅及びJR邑久駅前の市有地においてカーシェア事業を実施し、2次交通としての有用性を検証するもの。

#### (3) 業務内容

別添「瀬戸内市カーシェアリング導入実証業務仕様書」のとおり

#### (4) 業務期間

業務委託契約締結の日から3年間

#### (5) 事業実施費用

車両導入のほか、カーシェアリング実施に係るすべての費用は、事業者の負担とし、本市は負担しないものとする。

また、本事業で使用する公有財産の貸付料については、供用開始の前日までに納付することとし、金額は、瀬戸内市公有財産規則(平成16年瀬戸内市規則第51号)及び瀬戸内市行政財産使用料条例(平成16年瀬戸内市条例第54号)に基づき、下表のとおりとする。

#### ○貸付料について(年額)

位置	使用料(円/年)
長船町福岡 442-4	21,018 円
邑久町山田庄 182-19	75,323 円

### 2. 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

(1) 市に、令和8年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、令和8年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
- ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
- ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④ 財務諸表(法人及び個人)
- ⑤ 直近年度の国税及び地方税すべての納税証明書(未納がないことが確認できるもの)

- (2) プロポーザルの公示日現在から候補者特定の日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行うものでないこと。
- (7) 過去5年間に於いて、本業務と同等もしくは類似した業務実績があること。  
※ 証明書・確認書関係については、申請直前3ヵ月以内に発行されたものであること。

#### 4. 契約候補者選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市カーシェアリング導入実証業務に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査し、契約候補者(以下「候補者」という。)を選定する。

審査に当たっては、当該業者から提出された企画提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施するものとし、審査基準及び審査方法は下記9.審査のとおりとする。

#### 5. 質疑・回答

##### (1) 提出方法

別添の質問書(様式6)により、Eメールにて提出すること。

##### (2) 提出期限

令和8年6月29日(月)正午(必着)

※ 提出期限を過ぎた質問、Eメール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

##### (3) 提出先

瀬戸内市成長戦略部地域振興推進課

Eメール: [chiikishinko@city.setouchi.lg.jp](mailto:chiikishinko@city.setouchi.lg.jp)

※ 件名は「瀬戸内市カーシェアリング導入実証業務／質問書(社名)」とすること。

##### (4) 回答日

令和8年6月30日(火)

##### (5) 回答方法

市ホームページ(<https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/90/160425.html>)に掲載し回答するものとする。

#### 6. 参加申込

##### (1) 募集方法

公示及び市ホームページによる。

## (2) 申込方法

次に掲げる書類に返信用封筒(110円切手貼付け)を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。また、令和8年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、上記4. 参加資格(1)ただし書きに掲げる書類を併せて提出すること。

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書(様式2)
- ③ 業務実績調書(様式3)

## (3) 参加申込書の受付締切

令和8年7月2日(木)正午(必着)

## (4) 提出先

瀬戸内市成長戦略部地域振興推進課  
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

## (5) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書(様式4)により通知するものとする。

## 8. 企画提案書作成方法

### (1) 提出書類の名称

瀬戸内市カーシェアリング導入実証業務企画提案書

### (2) 企画提案書の内容

瀬戸内市カーシェアリング導入実証業務委託仕様書に示す業務内容に対して実行可能かつ具体的な事業提案とすること。

### (3) 企画提案書様式・制限枚数

A4 縦横自由、両面カラー印刷、20 ページ以内(表紙を含まない)、下部にページ番号を附し、長辺をホチキス2ヶ所で綴じること。書類に使用する文字サイズは、10ポイント以上を基本とする。但し、やむを得ず部分的に小さな文字サイズを使用することは可とする。

### (4) 提出書類・部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式7) 原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部・副本8部
  - ア 会社概要(様式8)及び会社の事業概要がわかる会社案内等の資料
  - イ 専門分野等の概要(様式9)
  - ウ 担当者等調書(様式10)
  - エ 総括責任者の経歴及び実績等調書(様式11)
  - オ 業務主任担当者の経歴及び実績等調書(様式12)
  - カ 再委託調書(様式13) ※再委託する場合のみ
  - キ 工程表(様式14)
  - ク 企画提案書(任意様式)

③ 返信用封筒(110 円切手貼付け) 1 部

(5)提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(6)提出期限

令和 8 年7月8日(水)正午(必着)

(7)提出先

瀬戸内市成長戦略部地域振興推進課  
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

(8)その他

- ① 原則として、企画提案書は 1 者 1 提案とする。
- ② 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

## 9. 審査

(1)審査

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等について、(3)①から②までに示す審査基準に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会は(4)の候補者選定手順で示す候補者の選定手順に基づき最も優れた提案を選定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は、提出された企画提案書に基づく書類審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを依頼する業者を 4 者程度に選考するものとする。

(2)プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、対面方式を基本とするが、天災等の不測の事態が生じた際には、オンライン形式に変更する場合がある。

① 時間配分

提案者の説明時間を 20 分以内、質疑応答を 10 分程度とし、順次個別に行う。

② 説明用機材

説明に際して、電子モニター(HDMI 端子接続)及び HDMI ケーブルについては用意するが、パソコン及び HDMI ケーブルとの変換アダプタ等の機材については各提案者が用意するものとする。

③ 参加人数・発言者

会場への入室は 3 人までとし、発言者は参加者であれば制限しない。ただし、オンライン形式となった場合は、この限りではない。

④ その他

上記8(3)に定められた企画提案書等以外の資料は使用できない。

(3)審査項目及び配点

以下の審査項目及び配点に基づき(2)の審査を行う。

- ① 企画提案の内容・実施可能業務 70/100点
- ② 実施体制・担当者の配置・業務実績 30/100点

※企画提案書等の審査に当たっては、提案内容の具体性、業務を遂行できるだけの経験と実績等について妥当性が確保されているか等について行うものとする。

#### (4) 候補者選定手順

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会が採決し選定する。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者選定の可否を採決して決定する。

#### (5) 審査結果の通知

審査結果はプロポーザル審査結果通知書(様式5)により通知するものとする。

### 10. 日程

内容	日程
公示	令和8年6月19日(金)
質問受付締切	令和8年6月29日(月)正午
質問回答	令和8年6月30日(火)
参加申込書受付締切	令和8年7月2日(木)正午
参加資格審査結果の通知	令和8年7月3日(金)
企画提案書等受付締切	令和8年7月8日(水)正午
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年7月10日(金)午後
結果の通知(決定)	令和8年7月13日(月)頃
契約締結	令和8年7月14日(火)頃

### 11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。ただし、プレゼンテーション等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

### 12. 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

なお、その際には、選定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

### 13. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書(市作成文書及び参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事

業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響を及ぼすおそれがある情報については特定後の開示とする。

(3)提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4)提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(5)書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6)業務実施体制各種調書に記載した配置予定の主任担当者及び業務担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。

(7)参加者は、候補者特定までの間に、3.参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(8)他の文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。

#### 14. 担当部署(提出・問い合わせ先)

瀬戸内市 成長戦略部地域振興推進課 担当:橘・寺本  
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地1  
TEL:0869-22-1031  
FAX:0869-22-3304  
E-mail:chiikishinko@city.setouchi.lg.jp